

新潟市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7年 2月18日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第 1号

新潟市契約規則の一部を改正する規則

新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第28条中「提出させなければならない」を「徴収しなければならない」に改め、同条ただし書を削り、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、見積書の徴収を省略することができる。
 - (1) 国、政府機関又は地方公共団体が契約の相手方となるとき。
 - (2) 価格が法令等で確定しているとき。
 - (3) 道路陥没の修繕のための契約その他の緊急を要する契約をするとき。
 - (4) 価格が少額で見積書を提出させる必要がないと認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が見積書を提出させることが適当でないと認めるとき。

第30条第2項中「本文」を削る。

第32条第1項第7号を次のように改める。

- (7) 給食施設等における給食に係る賄材料を購入契約する場合において、他の文書により当該契約の締結について疑義が生じないとき。

第32条第2項ただし書を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。